

長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する
技術的・総合的な評価等を実施する者の公募についての告示

令和 7 年 3 月 14 日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する技術的・総合的な評価等を実施する者の公募について公示します。

※本事業は、令和 7 年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に公募手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

※本公募は、長期優良住宅化リフォーム推進事業によるリフォーム工事の提案の公募ではありません。国土交通省が採択した長期優良住宅化リフォーム推進事業の採択事業の選定にあたり必要となる総合的な評価及び技術的な評価等を実施する者の公募です。

1. 事業概要

(1) 事業名

長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する技術的・総合的な評価等を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、長期優良住宅化リフォーム推進事業の選定にあたり必要となる総合的な評価を行う者及び技術的な評価等を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、長期優良住宅化リフォーム推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する技術的・総合的な評価等を行う事業

○提案内容の評価、分析、学識経験者等で構成する評価委員会の運営 等

○提案された事業に係る住宅の性能に関する評価 (※)

○提案された事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価 (※)

○提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者に対する相談業務

○採択事業に関する採択経緯、事業期間中の取り組み状況等の評価記録の作成

○事業の効果等に関する調査・分析業務 等

※申請書類等の受付においては、クラウドの活用等可能な限り電子化を図るものとする。

(4) 事業期間

令和 7 年度

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての要件を満たすことのできる者とする。

(1) 技術能力に関する要件

○長期優良住宅化リフォーム推進事業に関して、住宅に係る性能（耐震性、劣化対策、維持管理・更新の容易性、省エネルギー性等）に関する専門的な知識を有する者がいること。

○住宅の性能及び性能向上に係る専門的・技術的な評価を行い得る組織を備えた体制であり、住宅の性能及び性能向上に係る評価に関する実績を有すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

○公平性及び中立性の高い機関であり、かつ、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと

(3) 守秘性に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活用を行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：山本

電話 03-5253-8111(内線39-431)

電子メール yamamoto-r2xq@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年3月14日（金）から令和7年3月28日（金）まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年3月28日（金）18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ電子メールにて提出すること。

④その他

・着信を確認すること。

・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎2004～」 「Microsoft Word2003～」 「Microsoft

- Excel2003～」 「Adobe Acrobat Reader4.0～」 （これ以外での提出は無効）
- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力5メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。